一般競争入札参加資格確認申請書類作成要領 (事前審査)

平成23年度和歌山県工業技術センター産業用CTスキャナ修繕(X線管交換及び調整)業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、次の事項に留意の上、競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類(以下「申請書類」という。)を提出すること。

- 1 申請書類の受付期間等
- (1) 申請書類を交付する場所及び期間
 - ア場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター企画総務部政策調整課

イ 期間

平成23年11月1日(火)から平成23年11月11日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)の間に受け付ける。

- (2) 申請書類の受付期間及び受付場所
 - ア 場所

1の(1)アに同じ。

イ 期間

1の(1) イに同じ。

- 2 提出書類の様式等
- (1)申請に必要な書類は、次のとおりとする。(官公署が発行する証明書は、発行後 3ヶ月を経過しない原本)
 - ア 競争入札参加資格申請書(別記様式第1号)
 - イ 業務概要調書(別記様式第2号)
 - ウ 業務実績調書(別記様式第3号)
 - エ 役員等に関する調書(別記様式第4号)
 - 才 使用印鑑届 (別記様式第5号)
 - カ 法人にあっては、登記事項証明書
 - キ 個人にあっては、住民票
 - ク 印鑑証明書
 - ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税 (延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
 - コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納 税証明書
 - サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者、又は要綱附則第4項の規定により入札参加資格を有するとみなされている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
- (3)(1)のア、イ、ウ、エ、オに掲げる申請書類については、この要領に添付している様式とする。
- (4)提出書類の部数は、正本1部とする。
- 3 申請書類の全般的な留意事項
- (1)申請書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請は、無効とする。
- (2) 申請書類の記入等
 - ア 申請書類の作成に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位 は、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
 - イ 「名称又は商号」は、個人営業で屋号等があれば屋号(名称)も記載すること。
 - ウ 記入には黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印又はワープロ等を使用しての作成も可とする。
 - エ 訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印(申請者の実印)を押印の上、その上 段に訂正後の字句等を記入すること。ただし、申請者が委任状を持参した場合は、 代理人の訂正印により字句等を訂正することができる。
- (3) 受付に際して必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば、受理しないので、十分確認の上、提出すること。
- (4) 申請書類の作成及び申請に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5)提出期限以降の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書類は、返却しない。
- 4 審査結果の通知

申請者には、競争入札参加資格要件適格通知書または競争入札参加資格要件不適格通知書により平成23年11月16日(水)までに通知する。

また、競争入札参加資格要件適格通知書は、その後の入札において必要となるので 大切に保管すること。

- 6 この入札の参加資格がないと認められた者に対する説明
- (1) この入札に参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について 次に掲げる事項に従い、書面(様式は自由。ただし、規格はA4判とする。)に より説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 平成23年11月18日(金)午後5時
 - イ 提出場所 和歌山県工業技術センター企画総務部政策調整課
 - ウ 提出方法 書面は、持参又は書留郵便により提出するものとし、電送によるも のは受け付けない。
 - (2)(1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成23年11月25日(金) までに書面で行う。
- 7 申請書類に対する質問の受付

申請書類について質問がある場合は、平成23年11月9日(水)午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く。)の間に和歌山県工業技術センター企画総 務部政策調整課に対して書面(ファクシミリを含む。)で受け付ける。

なお、当該質問及び回答は和歌山県工業技術センターホームページ (URL:http://www.wakayama-kg.go.jp/) の「お知らせ」で、11月11日(金)まで公開する。